

土地収用法施行令に基づく公示による通知について（公告）

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局（新潟県土木部用地・土地利用課）に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年6月30日をもってその通知があったものとみなされる。

令和7年6月10日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 事件名
二級河川鵜川水系鵜川ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称
令和7年6月3日付け新収第8号「審理の開催について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者
住所 不明
ただし、土地登記記録上の住所 東京都日野市落川1134
氏名 赤井 恵美子